

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 建築指導課

不利益処分の内容	長期優良住宅建築等認定計画実施者への改善命令	
根拠法令等及び条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 13 条	
処分基準	根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 13 条
	参考事項	栃木市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第 11 条
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律</p> <p>第 13 条 所管行政庁は、認定計画実施者が認定長期優良住宅建築等計画に従って認定長期優良住宅の建築及び維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 所管行政庁は、認定計画実施者（第 5 条第 3 項の規定による認定の申請に基づき第 6 条第 1 項の認定を受けた分譲事業者に限る。）が認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定せず、又はこれを決定したにもかかわらず、第 9 条第 1 項の規定による第 8 条第 1 項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。</p>	